

令和5年度 保育所（園）・認定こども園（2・3号）・小規模保育園 年度途中（5月～）新規入所申込案内

令和5年5月以降に新規で保育所（園）・認定こども園・小規模保育園（以下、『保育所等』とする）に入所を希望される保護者の方は、次の事項を確認のうえお申し込みください。

入所対象年齢

クラス	児童生年月日
0歳児	令和4年4月2日 ～
1歳児	令和3年4月2日 ～ 令和4年4月1日
2歳児	令和2年4月2日 ～ 令和3年4月1日
3歳児	平成31年4月2日 ～ 令和2年4月1日
4歳児	平成30年4月2日 ～ 平成31年4月1日
5歳児	平成29年4月2日 ～ 平成30年4月1日



* 施設により、受入可能年齢が異なりますので、別紙施設一覧を確認ください。

保育を必要とする事由

保育所等を利用する場合、保護者のいずれもが以下に該当することが必要です。

保育を必要とする事由	保育の実施期間 (保育を必要とする期間に限る)	保育必要量	
		短時間	標準時間
1. 就労 〔外勤・自営業等、月に64時間以上の就労を 常態とされている方が対象になります〕	左の条件で就労している期間	○	○
2. 妊娠・出産	産前産後各3ヶ月以内	○	○
3. 保護者の疾病・障がい	保育が困難と認められる期間	○	○
4. 同居または長期入院などをしている親族の 介護・看護	介護が必要と認められる期間	○	○
5. 災害復旧	状況がなくなるまで	○	○
6. 求職活動	入所月の月末まで	○	—
7. 就学（通信制除く）・就業訓練	修了月の月末まで	○	○
8. 上記以外	状況により決定	○	○

保育必要量	保育を必要とする事由	施設利用可能時間*
保育標準時間	月に120時間以上の場合	最大11時間 / 日
保育短時間	月に120時間未満の場合	最大8時間 / 日

*：施設利用可能時間内で利用できる時間帯は、施設ごとに異なります。この時間を超える場合は、延長保育（有料）となります。延長保育料についても、園により異なります。

入所申込について

1. 提出書類

- ① 教育・保育給付認定申請書
 - ② 入所（園）申込確認票
 - ③ 利用申込書
 - ④ 保育を必要とする事由の証明書類（下記参照）＊保護者全員について必要です。
 - ⑤ その他の提出書類（次に該当する場合は提出してください）
- ◆ お子さまが疾病や障がい等のあるかた
 疾病の程度や医療行為の有無等により、保育所等での受入体制を整える必要がありますので、医師や専門機関による診断書・診療情報提供書等を提出してください。
 - ◆ 離婚調停中や裁判中のかた
裁判所からの通知書等を提出される場合は、配偶者の④の書類について省略することができます。
 - ◆ 5-8月新規入所希望者で令和4年1月1日時点で香芝市に住民票がない方
 令和4年度市町村民税課税証明書
 - ◆ 9月以降新規入所希望者で令和5年1月1日時点で香芝市に住民票がない方
 令和5年度市町村民税課税証明書

★ 保育を必要とする事由の証明書類

保護者の状況	提出書類	
就労 (外勤等)	就労証明書	就業先に証明を依頼してください。 ● 自営業のかたで、法人を設立している場合（株式会社・有限会社等）もこちらに該当します。
就労 (自営業)	就労証明書	● 法人を設立していない自営業のかたは、就労証明書を作成のうえ、住所地の民生委員・児童委員に記載の確認を依頼してください。その際、確認依頼書（就労証明書と同じ枚数必要）と下記の書類を持参してください。くわしくは、こども課までお問い合わせください。 ・事業の確定申告書の控え（令和3年分、税務署収受印のあるもの） ・個人事業の開業届の写し ・営業許可証の写し ・その他、事業所状況がわかるもの
妊娠・出産	・母子手帳（表紙と出産予定日の記載のあるページ）の写し ・保育が必要であることの申立書	
疾病・障がい 親族の介護等	・医師による診断書、身体障害者手帳・精神福祉手帳・療育手帳の写し 等 ・保育が必要であることの申立書	
就学 就業訓練	・在学証明書 + カリキュラム・時間割等、就学時間がわかるもの ・保育が必要であることの申立書	
求職活動	求職に関する誓約書	
その他	こども課までお問い合わせください。	

◎ 就労証明書について

就労証明書は、事業者等が従業員の就労状況を証明するものです。勤務先のご担当者様に作成を依頼してください。香芝市 HP（下記 QR コードを読み取りください。）に様式（Excel）を掲載しておりますので、勤務先のご担当者様にて入力したものを印刷の上ご準備ください。なお、社会全体のデジタル化に向け、従来の様式にあった企業の押印欄を廃止しております。（就労証明書の内容について、就業先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。記載内容については、職員が電話等により、事業者様に直接質問、確認することがあります。）

*就労証明書は申請の3か月以内に証明されたものを提出してください。

【事業主各位】 保育施設等の利用に係る就労証明書の取扱いについて



<https://www.city.kashiba.lg.jp/soshiki/38/7228.html>

2. 公立施設・アートチャイルドケアを希望の場合

下記のとおり、受付いたします。

なお、提出の際には、申請者のマイナンバー（個人番号）がわかる書類（マイナンバーカード等）・本人確認のできる書類（運転免許証のような写真つきのものであれば1点、保険証のような写真のないものであれば2点必要です）を持参してください。

- ▼受付期間 入所希望月の前月1日～20日（土・日・祝のぞく）
*1日が休日の場合その翌日、20日が休日の場合その前日
- ▼場所 こども課（市役所4階）
- ▼提出書類 2ページ参照

- * 受付枠を超える申込があった場合や既に受付枠がない場合、初日に提出されたかたについては、選考（4ページ 4.利用調整について参照）のうえ内定や待機順を決定します。2日目以降に提出されたかたについては、申込順で内定や待機順を決定します。
- * 不足書類がある場合、受付できません。
- * 上記期間に入所申請をしたが、空きがなく入所できない場合、保留通知を発行することができます。別途、発行依頼書に記入いただく必要がありますので、ご希望の方はお申し出ください。

3. 私立施設を希望の場合

事前見学を必須としておりますので、まずは園に直接お問い合わせください。

4. 利用調整について

各月初日に申込を済ませたかたで、受入可能な人数を超えた入所申込があった場合には、選考を行います。保護者の保育を必要とする事由とご家庭の状況から、保育の必要性や優先度について指数化を行い、指数の高い児童から順に入所先を決定します。

◎ 指数化のめやす

保育の必要性	保護者の就労状況	勤務時間	優先度	家庭の状況
	市内保育所（園）で勤務される保育士等	多い 少ない		母子家庭・父子家庭
	在職 内定 求職中			一般世帯 生活保護世帯 兄弟が既に入所中 きょうだい同時申込 単独の申込
				市外在住（転入予定）

5. 転入予定のかたの手続きについて

申込時点で香芝市に住所がないかたについても、申込時点で転居先が決まってい利用開始月の前月末日までに香芝市に転入されることを条件に、香芝市に直接利用申込ができます。下記書類を併せて提出してください。

▼提出書類

- ⑥ 住民票（世帯員全員が記載されているもの）
- ⑦ 香芝市での転居先がわかるもの（土地売買契約書や賃貸契約書の写し等）



留意事項

- A) 2人以上の申込をする場合は、1児童につき1部の書類が必要です。
- B) 私立施設を希望される場合は、事前に見学を済ませてください。
- C) 入所希望児童のほかに0～5歳児の兄弟姉妹がおり、その児童が保育所等に入所しない場合は、その児童の保育状況について確認します。
- D) 出生前の児童についての申込はできません。
- E) 転入予定の方で、利用開始月の前月末日までに転入されなかった場合、入所取消しとなります。
- F) 勤務事情等により市外保育施設を申込する場合、取扱や申請期日が異なりますので、施設所在市町村へ問い合わせください。なお、市外施設を申込する場合、市内施設には申込できません。
- G) 育児休業から復帰する場合は、遅くとも利用開始月の末日までには職場復帰するよう、調整をお願いします。慣らし保育については、内定後、保育所等での面談時にご相談ください。
- H) 就労証明書に不明な点があれば、事業所に問い合わせることがあります。
- I) 期日の時点で必要書類に不足・不備がある場合は、選考の対象にならないことや選考に影響することがあります。
- J) 申込内容が事実と違うことが判明した場合は、入所を取り消すことがあります。
- K) 申込時から家庭の状況が変わった場合（仕事が決まった、離婚した等）、すみやかに市役所子ども課まで連絡してください。申込期日以降の変更については、選考の指数が減点となる場合（仕事を辞めた等）のみ選考に反映します。
- L) 正式に離婚が成立し前配偶者と住所が別の場合、ひとり親として保育料等を算定します。
- M) 同居の祖父母などがいて、保護者の総収入額が100万円に満たない場合は、祖父母などが家計の主宰者とみなされるため、祖父母などの収入により保育料等を決定します。（*3歳児以上は無償）
祖父母の扶養に入っている場合は、同居・保護者の収入に関係なく、祖父母も算定に含みます。